論　説

ウクライナ市民の自決権と平和国家の自衛隊活用

内　山　　昭

1　平和国家と「最小限の自衛隊活用」の論理
2　ウクライナ市民の自決権と２つの平和主義
3　軍事大国・覇権主義と石橋湛山の大日本主義批判
4　今こそ「第３の防衛政策」を

〈キーワード〉
侵略戦争　軍事大国　覇権主義　大日本主義　市民的自決権　絶対平和主義　平和優先主義
平和国家　多国間主義

はじめに

ウクライナ，パレスチナにおいて理不尽かつ悲惨な戦争がなお続き，兵士だけでなく子供高齢者を含む市民の犠牲者が増え続けている。両者とも停戦・戦争終結への歩みは困難をきわめ，私たちの胸の痛みは増すばかりである。ウクライナ戦争は私たちに多くの教訓を与えるが，ここでは領土領海が侵略された際の対応や抗戦の在り方，市民の自決権に重要な注意を払う。

わが国には３つの基本的な防衛政策論が存在する。軍事大国・日本を成立（2015年前後）させた新右派連合の覇権主義，侵略への抵抗を含む一切の武力行使を否定する絶対平和主義，の各防衛政策論，そしてここでいう第３の防衛政策論であり，平和優先主義に立脚し，自衛隊の最小限活用を認める。第３というのは，第１と第２の中間に位置するというのではなく，両者と質的に異なる。覇権主義を否定するとともに，領海・領土に侵攻した外国軍を排除するために自衛隊の武力行使を容認するからである。

本稿の課題として第１に「最小限の自衛隊活用を導く論理」を簡潔に示す。この問題は非暴力抵抗論など絶対平和主義と平和優先主義との最大の争点である。第２にウクライナ政府，市民のロシアの侵略に対する抵抗戦争の根拠を自決権という視点から考察する。第３に軍事大国日本の現段階を簡潔に整理するとともに，かつての日本軍国主義，軍事優先の日本帝国主義の下で大日本主義を徹底的に批判し，小日本主義への転換を主張した石橋湛山の所説を紹介する。第４に平和国家の防衛政策の主要内容を示す。

1　平和国家と「最小限の自衛隊活用」の論理

日本の主権にかかわる国際紛争への対処において，自衛隊をいつどの範囲で活用するか，自衛隊の活用を全面否定する主張の正否は，防衛政策をめぐる論争の最重要の争点である。問題は決して単純ではない。２つの防衛政策論を克服する必要があるためである。一つは覇権主義，ナショナリズムを基礎に置く新右派連合（自民党を中心とする政府）の防衛政策論である。それは，武力紛争の抑止，外国の武力攻撃から国家と国民を守ることを掲げて自衛隊の軍事力を拡大強化し，2015年前後には軍事大国・日本を成立させた。軽空母４隻の保有，水陸機動団の創設によって日本の領海から1,000キロ以上離れた海洋，他国の領土で単独の作戦が可能である。東アジア・インド太平洋地域では米中両国に次ぐ強大な軍事力を有し，覇権的地位を高めてきた。

もう一つは，自衛隊を含む武力の行使を一切否定するスタンス，いわゆる絶対平和主義に基づく防衛政策論である。それは，いかなる武力行使も兵士だけでなく，子ども・高齢者を含む市民の犠牲，大量の死傷者が不可避であるとして，武力行使の発動を全面否定し，外交努力，非軍事的手段による紛争解決を志向する。したがって「最小限の自衛隊活用論」は覇権主義との違い，そして起こりうる外国の武力による主権侵害に対して絶対平和主義が有効に機能しうるかを問い，評価する必要がある。

第３の防衛政策論は平和国家（pacifist nation）を志向し，平和優先主義に立脚する。平和国家とは，国連憲章と関連国際法，日本国憲法前文・第９条に基づいて国と国との関係，多国間関係の利害対立，紛争において外交手段・非軍事的手段によって対立の緩和，紛争の解決を図る国家である。それは基本的に暴力，武力行使や戦争を否定し，そのうえで厳しい条件を付して自衛隊の最小限活用，例外的に武力行使を認める。その論理は以下のごとくである。これによって，覇権主義否定の根拠や絶対平和主義の難点がおのずから明らかになる。

１）自国の主権・領土領海をめぐる国際紛争解決には外交的手段，非軍事的手段による解決を最優先し，平和外交に継続的に取り組む。

２）外交・防衛の戦略は多国間主義・国連の合意を基調とし，日米軍事同盟のウェイトを低下させるとともに，QUAD などの多国間協力のウェイトを高める。東アジア・インド太平洋地域では韓国，ニュージーランド，オーストラリア，英，仏，独，ASEAN 諸国，インドなどとの協力関係を実質化し，豊富化する。

３）一国の外交努力には限界・制約があるから国際連合の機能発揮を通じ，または多国間の協調・協力によって武力紛争，戦争の発生を防止・抑制する。近い将来に，一定の規模を持つ国連警察軍の創設が急がれる。

４）武力紛争の解決・回避のために，あらゆる外交手段，平和的手段（集会・デモ，署名など）を駆使することができるように，政治家・外交官の外交能力を高める方策を開発するとともに，市民の外交・防衛問題の理解力を改善し，集会・デモなどへの参加を妨げている条件の除去に努める。

５）武力紛争・戦争はその根底に当事国の政治的・経済的利害があるから，政府と政党，市民と

市民団体は双方の利益面を最大化し，不利益面を最小化する政策の実行に取り組む。

以上５点は絶対平和主義論と認識の共有，反戦平和の共同行動が可能である。

６）自衛隊活用は自国の勢力圏拡大を志向する覇権主義（大日本主義），排外的ナショナリズムの否定を前提とし，国連憲章の適用にもとづき，多国間主義を補完する。

７）政府は自衛隊に先制攻撃を命令しない。加えて他国が日本に武力行使を選択しない条件を整えるとともに，外交的手段で問題を解決する継続的取組みに努める。

８）自衛隊は，日本の主権を侵害し，領海・領空・領土に侵入した外国軍を排除する。自衛隊が外国軍を領海・領土外に駆逐した後は，他国の主権領域（領土・領海）には侵攻しない。（国際連合軍は，一定の条件を満たすとき，他国の主権領域への進攻が例外的に容認される）

2　ウクライナ市民の自決権と２つの平和主義

第３の防衛政策論の展開においてウクライナ戦争に言及するのは「市民（または民族）の自決権」にかかわる。理不尽な侵略であっても，抗戦は兵士だけでなく，広範な市民の犠牲を伴う。長期の継続となればなおさらである。ここから，犠牲者を出さないために「非暴力抵抗」の主張が出てくる。それは占領下で不服従，非軍事的手段での抵抗を粘り強く展開し，侵略軍を撤収に追い込むというものである。他方で，主権を守るために国連憲章や国際法に基づいて政府が市民の支持を背景に自国の軍によって侵略軍に抗戦し，自国の領土領海から撤退させるまで戦う選択肢がある。ここでは両軍兵士，非侵略国の市民に大量の死傷者が発生する可能性が高い。加えて私たちは，ロシアの侵略に対するウクライナの政府と市民の「徹底抗戦」が自らの意思に基づいて決定し，実行していること，すなわち自決権（self-determination）の行使であることに着目する。[1)]

ウクライナ市民の歴史的な悲願であった独立が実現したのは冷戦終結，ソ連解体が迫る1991年８月である。同国は紆余曲折を経ながら独自の道を歩み始める。細谷雄一氏は1990年代以降，中東欧諸国の自決権をめぐるEU・NATOとロシアの対抗が，ヨーロッパ政治・経済の焦点になったとする。EUやNATOは加盟国間の対等な協力や統合を目指す，すなわち加盟国の自決権を前提とするのに対して，ロシアはNATOの拡大を脅威とみなし，自国の勢力圏の復活を志向するからである。クリミア併合や今次の戦争の根底には自決権の問題があると，次のように指摘する。「ウクライナ国民は自らの独立，そして自らの運命を自らの意志で決定する自決権（self-determination）を希求して，ロシアと激しく対立するようになってゆく。[2)]」長期に及ぶ戦争で，ウクライナの兵士，市民に大量の死傷者を出していることに耐えられないのであるが，私がウクライナの政府と市民の抗戦を支持するのは自国の領土における自衛戦争であり，市民の大勢が自らの意思で，抗戦を決定したからである。翻って，わが国の領海・領土が外国軍に侵害された際，自決権はこれを排除する自衛隊の活用・武力行使を容認する重要な根拠となる。

ウクライナ戦争からの教訓を明確にするうえで，いくつかのポイントがある。2022年２月24日から始まったロシア軍の侵攻に対して，ウクライナの軍・市民の抗戦はすでに３年にも及ぶ。（2025年２月末）これに先立って2014年３月にロシアによるクリミア半島の占領，一方的併合が強行され，またドンバス地域と呼ばれるウクライナ東部２州でロシアの支援を受けた親露派武装勢

力とウクライナ軍が戦争状態にあった。2015年２月に東部地域での停戦などのミンスク合意が成立したが，実効性に乏しく，紛争状態が継続してきた。この間の武力紛争は第１次ウクライナ戦争であり，今次の戦争はそれまでとは質，量の異なる第２段階，第２次ウクライナ戦争であるといえる。[3)]

次いでこの戦争は侵略戦争であり，その目的がウクライナを属国化することにある。2022年２月，ロシアの大軍が三方面，首都キエフの陥落を目指して北部のベラルーシから，ドンバス地方の東部から，南部・クリミア半島から一斉にウクライナへ侵攻した。兵力は19万人規模と伝わる。この第一局面では首都キーウ（キエフ）を陥落させ，政権を瓦解させて親ロシアの傀儡政権の樹立をもくろんだが，ウクライナ軍の反撃によって４月初めまでにキーウ包囲軍は大損害を出して敗北し，撤収を余儀なくされる。撤収にはブチャなどでの大量虐殺をともない，４月中旬以降ロシアは部隊を再編し，東部ドンバス地方の戦線に兵力を集中する一方，ウクライナ軍がNATOからの武器支援を得て反転攻勢に転じる。東部のドンバス地方や南部戦線で膠着状態をはさみながら激しい攻防戦が今日まで継続している。両国軍将兵に死傷者が激増するとともに，ウクライナ全土の都市や発電所などのインフラがロシア軍のミサイル攻撃，空爆，ドローン攻撃を受けて無抵抗，無辜の多くのウクライナ市民が殺傷され，街やインフラ，住宅が大量に破壊され続けている。目をおおう惨状である。

このようにロシアの戦争目的とともに，主要な戦場がウクライナの領土であることが，この戦争がロシアの侵略戦争であることを端的に示している。ウクライナ軍はある時期からドローンによるロシア領内の軍事施設に対する攻撃ができるようになり，また越境攻撃に踏み切る（2024年８月）ものの，事態に大きな変化はない。ロシアが多くの国や国際世論から非難され，ウクライナの抗戦が心ある人々から広く支持されているのは，この紛れもない事実に基づく。

ロシアとウクライナの間には人口・経済規模，軍事力の量質において格段に大きな差異があり，両国が自身の軍事力だけで戦えば，ウクライナの軍事的敗北は必至である。それは開戦直前の両国の主要な軍事力指標が示している。

［ロシア］

兵力90万人（陸軍28万人），予備役200万人，戦車・装甲車両15,857両，航空機15,857機，軍事費458億ドル（2021，SIPRI（ストックホルム国際平和研究所）の推計では659億ドル）

［ウクライナ］

兵力19.6万人（陸軍12.5万人，ロシアの21.8％），予備役90万人（同45％），戦車・装甲車両3,309両（同20.9％），航空機132機（同9.5％），軍事費47億ドル（同10.3％）

［IISS（英国戦略研究所），Military Balance 2022，2022年２月］

以上のように両国の間に主要な軍事力指標で５倍，または10倍という差異がある。単独の抗戦ではウクライナの敗北は必至である。この中でウクライナが抗戦を３年余も継続できているのは，NATO諸国からの兵器弾薬・情報・訓練等の支援，EU，アメリカや日本などからの経済援助の支えがあるためである。また理不尽な侵略を許さず，市民的自由と独立を守ろうとするウクライナ軍の士気の高さ，市民の強い抗戦意志などが重要な要素である。

しかしながら，ウクライナ戦争の基本性格がロシアの侵略戦争であることに対して，否定的な見解がある。シカゴ大学のJ.ミアシャイマーなどは「攻撃的現実主義論」にもとづいて，「米国

をはじめとする西側の対東欧政策が今日の危機を招いた」と述べ，戦争の主因を加盟国の東方拡大を追求してきた「NATO 特に米国の東欧政策」に求める[4]。この点がロシアの軍事力発動に大きな影響を与えたことは否定できず，ウクライナの NATO 加盟問題が停戦協議の論点になるとみられる。とはいえ現にロシアの大軍がウクライナ領土に侵攻し，そこが戦場になっているのはまぎれのない事実であり，NATO の対応への批判は停戦・和平，ロシア軍の撤収が成るまでは封印すべきではないか。

戦争の長期化が懸念され，大国ロシアの軍事力，経済力に対して劣勢なウクライナの抗戦という構図の中でつぎの I. ブレマーの指摘は注目に値する。「(2022年６月末時点で）長期的にみてロシアはすでにこの戦争に敗けている」と断じ，次のように述べる。「ロシアはドンバス地方とクリミアとがつながる黒海沿岸地域を制圧できるかもしれない。……だがロシアにとって最悪なのはこの自業自得の状況（自国軍への大打撃，対ロ制裁，国際的孤立など）が少なくともプーチン氏が政権にとどまる限り，続くからである[5]。」

ウクライナの東部，南部の戦線で激しい攻防や膠着状態が続く中で，2024年夏以降，新事態が発生している。それまで控えてきたウクライナ軍のロシア領への越境攻撃（2024年８月），１万人に及ぶと推定される北朝鮮軍の派兵（同10月），NATO 提供の長距離ミサイルによるロシア領内の軍事施設に対する攻撃の容認（同11月），などである[6]。

ついで，ウクライナの抗戦の問題を平和主義の観点から掘り下げる。松元雅和氏の労作『平和主義とは何か』(2013）は，平和主義の主要論点を理論的歴史的に総括し，国際関係の指針として戦争と平和に関する説得的な提案を行っている。非暴力・非軍事的手段による平和の達成という思想や実践はキリスト教の成立や古代ローマ以来，複数存在してきたが，「平和主義（pacifism)」という用語は，第10回世界平和会議（グラスゴー，1901）で E・アルノが仏語で用いたのが最初という。平和主義の多様なバリエーション，無条件または条件付きの平和主義，無抵抗主義と非暴力抵抗主義，普遍的，私的，または公的な各平和主義，無政府主義と反戦主義を区別検討したうえで，平和主義を絶対平和主義（pacifism）と平和優先主義（pacificism）の２つに類型化する[7]。

前者は，非暴力と無抵抗主義の教えとして誕生したキリスト教にルーツがあり，中世には正義の戦争論の様相を持ったが，宗教戦争の惨禍を経た近代以降に再び，生成期以来の絶対平和主義的な形を明確にする。したがってここではあらゆる戦争・武力紛争が，自衛戦争であっても，正義の戦争とされるものであっても暴力の行使は無条件に否定される。このような考え方は，晩年のガンジー（1869～1948）にも見られるが，この典型はトルストイ（1828～1910）である。わが国では日露開戦が迫る中で内村鑑三や，平民社に依った幸徳秋水，堺利彦らが唱えた非戦論がこの系譜に属する。また仏教の経典に絶対平和主義の思想が見られる。「兵戈無用（ひょうがむよう，仏説無量寿経)」がそれであり，「兵隊も武器もいらない。そのような国づくりをせよ」との意味である。これと一体的な教えが「怨親平等（おんしんびょうどう，阿毘達磨倶舎論)」であり，「怨敵と親友を同視し，同等の扱いをして個人間，国家間の対立，争いをなくせ」と教える[8]。

平和優先主義は非暴力の原則に例外を認め，公的領域での平和主義＝反戦主義として理解され，B・ラッセル（1872～1970）がその典型である。その形成はナポレオン戦争と米英戦争終結後の1815年以降であり，反戦平和を掲げる協会が設立されるとともに，1860年代以降，社会主義運動と連携するようになる。これには３つのルーツ，市民的自由を掲げる自由主義（19世紀中葉のマン

チェスター学派），功利主義（ベンサム，ジェイムズ・ミル），社会主義（ラッセル，J・ジョレス，K・ハーディ，レーニン）がある。[9)]

松元氏は平和主義者が戦争に反対する論拠を義務論及び帰結主義の観点から検討した上で，国際関係論における非平和主義，正戦論，現実主義，人道介入主義を批判的に考察して現代の支配的な国際関係論の諸学説の代替案となりうる平和主義の輪郭を示した。それは次のように要約される。「平和優先主義のタイプが，国際関係論の指針として魅力的かつ説得的な代替案になりうる。それは直感的に義務論や帰結主義といった身近な感覚の延長線上として，非暴力の教えを位置づける。論理的にも暴力の例外的使用の余地を残しつつ，非暴力手段をあくまで原則とすべきだとの首尾一貫した理由がある。……実践的にも市民的防衛や非軍事介入といった，具体的な非暴力戦略を提案する位置を備える[10)]」

再びウクライナ戦争にもどる。ロシアはこの戦争を「特別軍事作戦」と呼んでいるものの，これがロシアの侵略戦争であることを否定する識者はわが国にはいないと思われる。したがって，この戦争による死傷者・犠牲者の増大，インフラや都市の破壊を食い止めるために，「即時停戦・ロシア軍のウクライナ領土からの撤退」を求める点では，ほぼ意見の違いはない。問題はロシアが即時停戦や撤退に応じない場合への対応である。国連憲章や国際法に基づくウクライナの政府と市民の徹底抗戦を是認する考え方に対して，主として兵士・一般市民の犠牲を避けるために，非暴力抵抗を主張する考え方がある。

季刊『フラタニティ』誌はロシアのウクライナ侵攻直後「ウクライナ危機が提起するもの」を特集（No. 26，2022年５月）し，６人の論者が寄稿した。その基調は「非暴力抵抗論」であり，絶対平和主義の系譜に属する。村岡到氏は巻頭の論稿「ウクライナ危機を深考するために」において，「軍事行動による反撃ではなく，非暴力抵抗を貫く」ことを主張する。この考え方はすでに「侵略にどのように対決するか」という問いへの答えとして次のように述べた時から一貫する。「外国からの不当な侵略の場合，国際世論と国連による反撃・制裁に期待することが最善の方法である。……現在のままであれば，自衛隊は発動してはいけない。……法学者の小林直樹氏に学んで「不服従抵抗権」（後に「非暴力抵抗権」）の行使を提案する」（同氏著『親鸞・ウェーバー・社会主義』p. 194，2012）ただ，他方で村岡氏はウクライナの抗戦に対する苦悩を次のように吐露している。「ウクライナ軍が反撃したり，市民が武器を手に抵抗することを戦火と遠く離れて，「そうしてはいけない！」と批判することは正しいのか，悩まずにはいられない」また小倉利丸氏は「自衛のための戦争もすべきではない，戦争という選択肢は侵略されようともとるべき手段ではない」と同様の主張を展開してきた。[11)]

先に「ウクライナ市民の大勢」がロシアへの抗戦を決意したと表現したように，一部とはいえ市民の中には好戦的な右派勢力が存在する一方，抗戦に反対し非暴力抵抗を主張する運動がある。ウクライナ平和主義者運動はその声明（2022年４月17日）で「私たちは，双方の軍事行動や，民間人に危害を加える敵対行為を非難する。私たちは，すべての戦闘を停止し，すべての側が殺された人々の記憶を尊重し，十分な悲しみの後に，冷静かつ誠実に和平交渉に取り組むべきである。」と訴える。この運動の中心メンバーであるユーリ・シェリアジェンコはインタビュアーの「ウクライナの同胞の多くは，武力抵抗を決意しています。それは，彼ら自身の決断の権利であると思いませんか？」との質問に対して次のように答える。「私は暴力や戦争を支持する民主的な選択

の概念を2つの理由から否定する。第一に，戦争のプロパガンダと「軍事的愛国主義教育」の影響下での誤った知識による選択は，それを尊重できるほど自由な選択ではない。第二に，私は軍国主義と民主主義が両立するとは考えていない[12]」

非暴力抵抗論のアキレスの腱というべきは，外国軍の侵攻によって自国が占領され，支配下に置かれた際にも非暴力抵抗を主張する点である。それはジャーナリスト馬場朝子氏の次の主張に明瞭である。「戦うことは双方で多くの命が失われるということだ。その大半はまだ将来のある若者たちだ。……この理不尽な戦争で死なないで欲しい。たとえ傀儡の政権ができたとしても，それは長くは続かない。国民の信頼を失った国家は存続できないからだ[13]。」

平和優先主義に立脚して，ウクライナ市民の抗戦の肯定，領海・領土が侵害された際の自衛隊の活用，即ち外国軍の排除の容認は自決権を重要な根拠とするとはいえ，自決権の正当性には不可欠の条件がある。自国の主権の及ぶ領土領海における対応であり，領土領海外での軍事行動については原則として妥当しないことである。したがってこれまで幾たびの致命的な戦争でもそうであったように，ロシア市民の70％以上がウクライナ侵攻を支持しているからと言って，ロシアの戦争を自決権の行使として肯定できない。国連憲章は集団的自衛権を認め，たとえばNATOにおいて加盟国が外国から攻撃を受けた際にNATOが軍事行動を起こす場合においても，正当性の評価は慎重になされなければならない。さらに侵略戦争か，自衛戦争であるか，正義の戦争か，不正義の戦争かという区別は決して容易ではない。20世紀後半以降の戦争にしても，現在のウクライナ戦争においてもそうであるが，国連憲章や関連の国際法の制約が強力になっている中で，戦争をしかける大国が常に「自衛戦争」であることを強調し，正義の戦争であることを謳うからである[14]。

絶対平和主義と平和優先主義の間には，先制攻撃を認めないなど厳しい条件が付されるとはいえ，領土領海に侵入した外国軍排除の自衛戦争を容認するか，否かでは大きな違いがある。しかし両者の区別は相対的であり，後者の基本的立場が暴力，武力紛争，戦争の否定であることに変わりはない。したがって武力紛争，戦争に反対し，これを防止するための反戦平和の市民運動では広範な論点，領域において両者の多様な協力，共同戦線が可能である。民主主義的社会主義運動（MDS）の主張は非暴力抵抗論の系譜にあるが，その核心部分は次のように自決権にもとづく抗戦論と共通する。「ロシアの攻撃拡大は国連憲章に反する違法行為である。……我々は，即時停戦とウクライナからのロシア軍の全面撤退を強く求める[15]。」

3　軍事大国・覇権主義と石橋湛山の大日本主義批判

3.1　軍事大国・覇権主義と2015年体制

軍事大国・日本は1980年代後半以来，30年の歩みによって達成された[16]。この間民主党政権時など短期間を除いて，日本の新右派連合政権は防衛費の拡大，軍事力の強化を一貫して追求し，20世紀末には準軍事大国となる。世界最高水準のE767早期警戒管制機，イージス艦をはじめとする高度かつ強力な兵器の調達が進み，海上自衛隊4護衛艦隊への「こんごう型イージス艦」(1998）の配備がその指標である。第3次中期防衛力整備計画（以下，中期防）完了時点で，自衛

隊は以下の主要兵器，機動輸送手段を保有する。(2000年３月末)

E767 早期警戒管制機４機（１機555億円），こんごう型イージス艦４隻（DDG，7,250トン級，１隻約1,223億円），おおすみ型大型輸送艦 LST ３隻（8,900トン級，１隻503億円），F-2 支援戦闘機60機（１機約120億円），弾道ミサイル防衛（BMD，2004～）

これらの兵器や防衛費の規模は東アジア・西太平洋では中国を除くと突出する水準であり，この意味において日本は準軍事大国になったと言える。なお軍事大国ではないというのは，空母や上陸作戦の可能な特殊部隊などを欠き，単独で領海から遠く離れた海域・地域での作戦はできないからである。

新世紀に入って以降も日本の防衛費拡大，軍事力強化はヘリコプター空母ひゅうが型２隻（DDH，13,500トン級，１隻1,057億円，2009年，2011年就役），いずも型ヘリコプター空母２隻（19,500トン級，全長 248m，１隻1,208億円，2015年，2017年就役）が配備されるなど第４～７次（2000～2018）の中期防に基づいて一貫して続いた。

これらの兵器体系の水準が質，量の面からきわめて高く，中国を除くと近隣諸国から突出する。第２次安倍政権は2013年末に「国家安全保障戦略」，新防衛計画の大綱（第５次）を策定し，５次大綱では「アジア太平洋地域に対して積極的に安全保障協力を推進する」ことを明記した。これを実現するために従来の動的防衛力に代えて，「統合機動防衛力」構想を打ち出し，島嶼奪還を担う水陸機動団創設（2018）など南西諸島方面での警戒および展開能力の向上を図った。これと並行して2015年，自衛隊と米軍の協力を日本周辺から世界規模に拡大する「第３次日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」が締結される。

法制的には特定秘密保護法（2013年）に続いて，2015年に集団的自衛権を容認する新安保法制が強行採決によって成立した。それは武力攻撃事態法など10の安全保障関連法の一括改正に加え，海外で他国軍を後方支援する国際平和支援法（恒久法）から成る。それまでは憲法第９条第２項の交戦権否認の規定で，日本は集団的自衛権を有しないとされてきた。しかしいくつかの条件を付しているものの，憲法解釈を変更したのである。アメリカが軍事行動を起こすとき，日本の自衛隊はどこでも参戦，出兵できる。新安保法制は「日本が戦争をする国への道を開く」と指摘されたように，その最大の意義は保持する軍事力の行使に制約的な，法制上の障害を除去したことにある。

自衛隊の編成で重要なのは，水陸機動団が２年間の準備部隊を経て3000人規模で創設（2018年３月，発足時2100人，三個連隊）されたことである。それは島嶼奪還・上陸作戦を行う水陸両用の機動部隊，事実上の海兵隊であり，長崎県佐世保市を拠点とする。それは沖縄県の尖閣諸島や島根県の竹島を作戦島嶼として想定するとされるが，イージス艦・空母の出動によって，広い国際地域が視野に入る。特に軽空母４隻を有する海上自衛隊４艦隊は，航空戦力，水陸機動団と一体で日本の領土・領海から 1,000 km 以上離れたアジア全域，太平洋，インド洋で独力での作戦が常時可能になる。

兵器体系の水準，自衛隊の編成，集団的自衛権の容認など法制の整備を主たる指標として2010年代中葉，軍事大国・日本が成立した。国際的にも軍事専門家の間では共通の認識になっている。日本の安全保障に関するブログ主宰する K. ミゾカミは次のように評価する。「日本は軍事大国として戦前の地位を回復し，世界の先頭集団に入った。海上自衛隊は世界トップ５の海軍の１つ

（米，ロ，英，仏）である」（Dec. 2016，https://edition.cnn.com/）ただ日本は日米軍事同盟の下で，従属的地位にあることも事実である。東アジア，西太平洋地域は冷戦終了後の第２次パクスアメリカーナにおいてもアメリカの覇権，強力な影響の下にある。だが2010年代に目立ってくるアメリカの地位の相対的低下と並行して，日本はその地位を高める。それまでは米軍の作戦や行動に協力，補完するにとどまっていたが（例えばアフガン戦争，イラク戦争），世界最高レベルの兵器を装備した自衛隊の実力を基礎に日本はこの地域での覇権の一環を担い，日米共同覇権の様相を呈するようになる。しかし，なお軍事超大国であるアメリカとの間には格段の差異があるから，日本にとっては従属的共同覇権と呼ぶのがふさわしい。このように日本は，日米同盟と中国との覇権闘争における重要な当事国なのである[17)]。

以後，軍事大国，覇権主義の強化が急速に進むのであるが，その担い手は新右派連合である。それは，中野晃一氏によると1955年体制で成立した旧右派連合が「開発主義」と「恩顧主義」を柱としたのに対し，「新自由主義」と「国家主義」（国民と統合，自由よりも，国家の権威や権力の強化を優先する）を２大支柱とする。その形成は1980年代後半の中曽根政権期に始まり，1990年代後半から21世紀初頭にかけて旧右派連合と政敵に当たる革新勢力が瓦解することによって確固とした主流派となる。小泉政権や安倍政権がその典型である[18)]。この過程は政治的民主主義を担保する制度の破壊と並行したのであり，金子勝氏はこれを「2015年体制」と呼ぶ。「裏金国家」という腐敗したこの国の体質はこの時から顕著になると批判し，次のように述べる。「それは立憲主義と国民主権の否定であり，国会を徹底的に軽視することで貫かれている[19)]。」

2010年代中葉以降の特筆すべき動きを３点あげる。一つは，自民党の安全保障調査会の提言（2022年４月）にもとづいて「反撃能力」と呼称を変えた「敵基地攻撃能力（指揮所司令部攻撃を含む）」を高めるなど攻撃力の顕著な強化である。防衛省は巡航ミサイル・トマホークを最大400発（射程約1,600キロ，約1,694億円，搭載装備に847億円）をアメリカから輸入する契約を締結（2024年１月）し，2025年度から200発を取得（残りは2027年までに），イージス艦に配備する。これによって「島嶼部を含むわが国に侵攻してくる艦艇や上陸部隊などに対して，脅威圏の外から対処するスタンド・オフ防衛能力」を高めるとする。「いずも型軽空母（従来はヘリ空母）」２隻は空母化改修（2021年，2024年）によってF35Bステルス戦闘機（短距離離陸垂直着陸機）の搭載，運用が可能となった。この射程圏内には国内の自衛隊基地，平壌や北京などが入るとともに，極超音速弾道ミサイルが実用化されると相手国の迎撃は困難である。さらに安倍元首相などからはアメリカの核兵器を日本に配備する核共有論（核シェアリング論）が主張されている。自衛隊の主要兵器保有は次のようである。（2024年３月）

［陸上自衛隊］

７個地対艦ミサイル連隊（12式地対艦誘導弾を装備，射程200km）垂直離着陸輸送機オスプレー９機（ティルト・ローター機V22，17機調達予定）

［海上自衛隊］

いずも型軽空母２隻（19,950トン級，全長248m，ヘリ空母から改修），ひゅうが型ヘリコプター空母２隻（13,950トン級，全長197m），イージス艦８隻（7250トン級こんごう型４隻，7,750トン級あたご型２隻，8,200トン級まや型２隻），新型イージス艦２隻の建造に着手（4,800トン級，2024），P-1対潜哨戒機34機（80機調達予定），そうりゅう型潜水艦12隻（2,900トン，AIP＝非大気依存推進装備），

図 1　日本の防衛費の動向

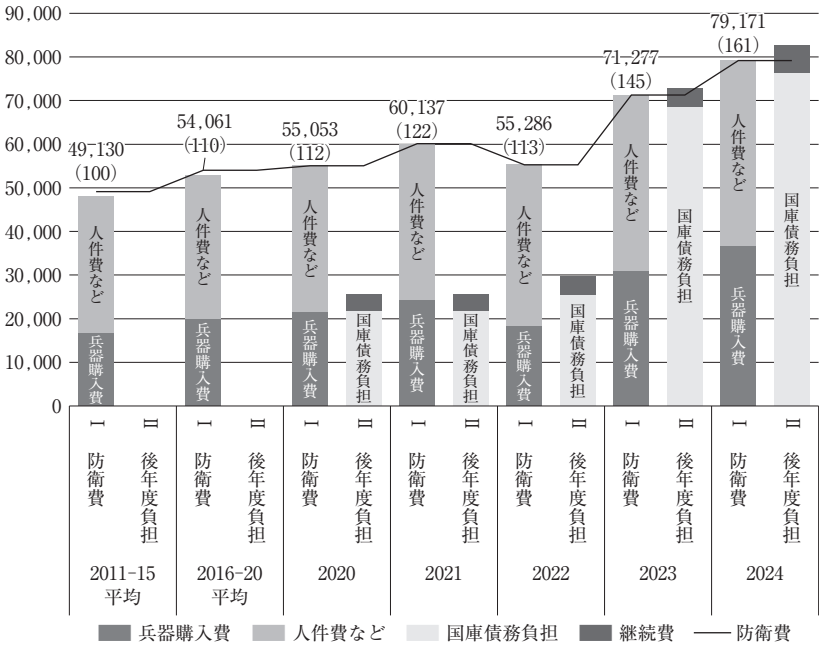

注：2024年は当初予算，他は決算
出所：財務初決算予算資料より作成

おおすみ型大型輸送艦３隻（8,900トン級），ましゅう型大型補給艦２隻（13,500トン級）

［航空自衛隊］

E767 早期警戒管制機（AWACS） 4 機，E-2D 早期警戒機５機（2018年度より導入，13機調達予定），F35A ステルス戦闘機38機（105機調達予定），F35B ステルス戦闘機６機（38機調達予定），ドローン・偵察機グローバルホーク３機

（防衛省資料による）

第２に，安保三文書は2022年末に改定，閣議決定され，防衛戦略の新たな方向，政策を示した。外交・防衛の基本方針「国家安全保障戦略」は防衛力の抜本的な強化に取り組むとして，領域横断作戦能力，無人アセット防衛能力の向上に加えて，公式に「反撃能力」の保有，そのためのスタンドオフ防衛能力の確保を明記した。そして2027年度に防衛費と関連経費を合わせた予算規模を国内総生産（GDP）比２％に増額する方針を打ち出した。またこれまでの「防衛計画の大綱（６次）」は軍事戦略を明確にする「国家防衛戦略」となり，「中期防衛力整備計画（第１～８次，各５年間）」は期間10年間の「（第１次）長期防衛力整備計画」に変更された。第８次中期防（2019～2023）の規模は27.47兆円，７次中期防より2.80兆円，年平均5600億円の増加であった。これに対して今回の整備計画の前半５年間の規模は約43兆円（1.57倍），15.5兆円という巨額の増加である。この計画では，防衛産業支援，利益率の確保が明記されたことも特筆される。防衛費は2016～2020年の平均５兆4,061億円（決算，100）に対して2023年７兆1,277臆円（同，132），2024年７兆9,496億円（当初予算，147），2025年８兆5,045億円（同，157）に及ぶ。（図１参照）

第３に，積極的平和主義の提起と，これにもとづくインド・太平洋訓練・演習である。前者は

「国家安全保障戦略について」（2013年12月）において示され，次のように説明される。「国際政治経済の主要プレーヤーとして，国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から，我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ，国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していく」（p. 3）積極的平和とは本来「戦争がないだけでなく貧困，抑圧，差別など構造的暴力のない状態」（ガルトゥング，J）を指す用語であるが，ここでは「国力にふさわしい形で，国際社会の平和と安定のため一層積極的な役割を果たす」（「国家安全保障戦略について」（p. 4））という意味である。「第6次防衛計画の大綱」（2018年12月）では「自由で開かれたインド太平洋戦略」が明記された。そして2017年以降，海上自衛隊は毎年60日以上のインド・太平洋訓練・演習（Indo-Pacific Deployment, IPD）」を行う。それは主力艦のヘリコプター空母やイージス艦，新型の潜水艦を中軸に編成された海空の機動部隊による演習であり，2023年には138日間に及んだ（同年6月13日～10月28日，12か国・地域で）。2024年は227日（5月3日～12月15日）という長期であり，13か国を訪問した。そして仏軍主催のHA/DR多国間訓練（MARARA24），米海軍主催の多国間共同訓練（RIMPAC2024）に参加し，日米豪韓加共同訓練（Pacific Vanguard2024），日米豪韓加新伊ミサイル警戒演習（Pacific Dragon2024），日米印豪共同訓練（MALABAR2024）などを行った。（海上自衛隊ホームページによる）その主な狙いは九段線を引き，自国の管轄権を主張する南シナ海，台湾海峡，尖閣諸島海域などにおける中国の行動を牽制することにある。またシーレーン確保の点から遠く西アジア・インド洋地域が視野に入っていることも確かである。したがって上記の文言や政府首脳の発言，自衛隊の動きは「軍事大国・覇権主義への志向」とみなしうるのである。

3.2　石橋湛山の大日本主義批判から学ぶ

日本の軍事大国・覇権主義の強化は決して望ましい方向ではない。われわれはそれとは無縁な，国連憲章や日本国憲法前文・第9条に示された平和国家の建設を対置する。この方向の考察を深めるために，戦前の軍国主義，帝国主義の下で領土・勢力圏の拡大を狙う戦争を否定し，植民地の全面放棄を主張した優れたジャーナリスト・思想家がいたことを想起したい。

日露戦争の薄氷の勝利を通じて日本帝国主義はようやく確立し，他方では中国で辛亥革命が成功し，内戦を経ながら統一国家への歩みが始まる。この時期，週刊『東洋経済新報』誌（以下，新報と略す）の主幹，三浦銕太郎が論説「大日本主義乎小日本主義乎」（1913）において最初に大日本主義の否定と小日本主義への転換を提起した。三浦によると大日本主義は「軍国主義・専制主義・国家主義」から成るのに対し，小日本主義は「産業主義・自由主義・個人主義」を3つの柱とする。三浦の主張を継承し，新報誌（1911年入社）で体系的に発展させたのは石橋湛山（1884–1973）である。大日本主義の領土拡張主義をきっぱりと否定し，朝鮮，台湾，樺太，関東州の放棄，満蒙をはじめ中国からの全面撤兵を一貫して主張した[20]。石橋が新報誌で最初の論陣を張るのは日本がドイツに宣戦して第一次大戦に参戦し，租借地・青島を占領した際に書いた社説「青島は断じて領有すべからず」（1914年11月）である。ここでは「我が国の青島割取は実に不抜の怨恨を支那人（中国人，以下同じ）に結び，欧米列強には危険視せられ，決して東洋平和を増進する所以にあらずして，かえって形勢を切迫に導く」と青島を領有しないことを政府に求めた[21]。

大日本主義批判と小日本主義への転換の主張が体系的に展開されるのは，社説「一切を棄つる

の覚悟」，３回連続の社説「大日本主義の幻想」（いずれも1921）においてである。これを以下に紹介する。日本は台湾領有に加えて朝鮮併合（1910）によって，列強に伍する植民地帝国となったが，植民地の放棄，解放，中国からの撤兵を主張する。「朝鮮，台湾，満州を棄てる。支那から手を引く，樺太もいらない」「朝鮮に，台湾に自由を許す」と[22]。

その理由は，植民地の獲得や中国出兵に経済的軍事的に全く利益がないからである。経済面では特に欧米との貿易が朝鮮，台湾などとの貿易よりはるかに大きいことを示し，植民地領有や領土拡張に経済的利益があるというのは幻想にすぎない。むしろ，植民地解放・独立のほうがそこでの経済発展の余地は大きく，日本が得る長期的な利益ははるかに大きい。また植民地の維持のために軍事的必要が生じるのであって，その逆ではないと次のように断じた。「軍事的に大日本主義を固執すればこそ，軍備を要するのであって，これを棄つれば軍備はいらない。国防のため朝鮮，満州を要すというが如きは，まったく原因結果を転倒せるもの」であって，植民地領有の継続や勢力圏拡大が，大軍をそこに駐留させることを不可避とし，そのために莫大な財政負担がかかる[23]。

軍備拡大は，わが国が他国を侵略するか，他国から侵略される恐れがあるかの場合に必要となる。しかし，日本が他国を侵略する意図がなく，すべての植民地を放棄する態度を明確にすれば，軍事力が不要になるだけでなく，戦争は起こらないと次のように述べた。「他国を侵略する意図もなし，また他国から侵略される怖れもないのならば，警察以上の兵力は海陸ともに絶対に用はない。わが国が支那またはシベリアを我が縄張りとしようとする野心を捨つるならば，満州・台湾・朝鮮・樺太等も入用でないという態度に出るならば，戦争は絶対に起こらない。しがってわが国が他国から侵されることも決してない[24]」

さらに石橋の明察は，遠くない将来の植民地解放の不可避性，大日本主義は永続できないことを予見していたことである。「大日本主義は……今後久しきにわたってとうてい遂行しがたき事情の下にある。……今後はいかなる国といえども，新たに異民族，また異国民を併合し，支配することはとうてい出来ないことは勿論，過去において併合したものも漸次これを解放し，独立または自治を与えるほかない[25]」

石橋はこのような認識の下に，大日本主義から小日本主義・平和主義への転換を提起し，その意義を３点あげる。第１に朝鮮，台湾の解放，中国，ソ連への平和主義を取ることによって経済的国防上の大きな利益がある。「わが国の経済は東洋の原料と市場とを十二分に利用し得べく，かくて初めてわが国の国防は泰山の安きを得る[26]」第２に，経済の発展のためには資本の増強が不可欠であるが，それは次の方策によってのみ可能である。「資本を豊富にするの道はただ平和主義に依り，国民の全力を学問技術の研究と産業の進歩に注ぐにある。兵営の代わりに学校を建て，軍艦の代わりに工場を設くるにある。陸海軍経費約８億円，仮にその半分を平和的事業に投ずるとせよ。日本の産業は幾年ならずして，まったくその面相を一新する[27]」第３に，大日本主義からの脱却に不利益は全くなく，全中国人，世界の人々から得られる利益はあまりにも大きいとする。「朝鮮，台湾，樺太，満州を棄つることにより，広大なる支那の全土を我が友とし，進んで東洋の全体，否世界の弱小国全体を我が道徳的支持者とすることは，いかばかりの利益であるか計り知れない[28]」

以上に加えて，対華21か条要求を批判した「禍根を残す外交政策」（1915），中国国民革命軍の

北伐を妨害するために行われた第2次山東出兵に対し即時撤収を主張した「戦死者を思え」(1928)，満州事変の不当性を示し，満蒙放棄による平和的解決を要望した「満蒙問題解決の根本方針如何」(1931)，軍人の政治関与の無責任性とこれを許す政治家の無能を批判した「軍人の政治関与」(1940) が注目される[29]。

石橋は敗戦後政治家に転身し，短期間ではあったが首相となり政権を率いた。戦後ではソ連等ワルシャワ条約機構の大軍がチェコに侵入した直後に書かれた「日本防衛論」(1968,「時言」) にその思想が現れている。軍備拡大によってわが国の独立と安全を図るとすると，国力を消耗し，国防を全うできない。世界のどこの国よりも強大な軍隊，米ソという二大強国の一つに太刀打ちできるものが必要となるが，それは不可能であるとして国連警察軍の創設以外に道はないとする。「国連を強化し，国連警察軍の創設によって世界の平和を守る。……これによって各国の独立と安全を守る[30]」

「大日本主義」という用語は戦後ほとんど使用されなくなったが，近年鳩山友紀夫氏がその著『脱 大日本主義』(2017) において批判的に検討し，その克服を主張する。同氏によると，明治以来の大日本主義は敗戦後，経済大国を実現することによって「政治大国」をめざすものとなるが，日米同盟の下で対米従属の性格を持つことに重要な特徴がある。新世紀に入るとその担い手である親米保守派は中国の脅威を前に日米同盟を強化し，併せて防衛費の増額・軍事力強化を図る方向に突き進んでいる。この対極にある自主防衛論は独自の核兵器や空母を保有して軍事的自立を目指すが，これは莫大な軍事予算を必要とするし，大きな国際摩擦を引き起こすとする。「両者とも国際協調主義を否定し，日本を軍事優先国家に変貌させる」と批判し，新しい「脱大日本主義」の道，日本がミドルパワー（中規模国家）の平和国家として生き，「東アジア共同体」の形成，確立に重要な役割を果たす方向を提案する。「東アジアに多国間の安全保障の枠組みを作ることで東アジアの緊張を緩和し，地域覇権国家の行動を慎重にさせ，日本を含む中小国家の自立を確保する道が開ける[31]。」

4　今こそ「第3の防衛政策」を

これまで述べてきたように，新右派連合政権の安全保障政策は軍事力の増強や防衛費倍増が先にありきで，外交交渉や非軍事的手段で武力紛争や侵攻を未然に防止する理念と具体策が極めて貧弱である。加えて，戦術核兵器の使用や核戦争を防止する国際的動き，特に核兵器禁止条約（TPNW，以下，核禁条約）に背を向け続けてきた。したがって第3の，すなわち平和国家の防衛政策はこれらを克服するものでなくてはならない。

核禁条約は「核兵器や核起爆装置の開発・実験・生産・製造・取得・専有・貯蔵の禁止（第1条）」を規定し，2017年7月国連総会で122か国の賛成で採択（核保有8か国や日本などは不参加）され，86か国が署名した。2020年10月，批准が50か国に達し，2021年1月に発効した。現在署名94か国，批准73か国（2024年9月）である。ついで2022年6月第1回の締約国会議がウイーンで開催された。この会議には条約非署名国もオブザーバーとして招請されたが，日本政府は被爆者団体などの強い参加要請にもかかわらず出席を見送り，同第2回会議（2023年11月）にも不参加で

あった。第１回会議にはドイツなど34か国がオブザーバー参加した。政権は同条約を一切無視する態度をとっており，決して許されない。2025年３月に予定されている第３回会議への参加を求めたい。

わが国の安全保障において「戦争か，反戦平和か」という対抗軸は不適切である。新右派連合は公式には「積極的平和主義」や「東アジアの平和と安定」を唱えて，防衛費の拡大や軍事力の強化を行ってきた。しかしその本質は防衛目的であるとの大義名分の下に，軍事大国を強化し，国際社会，特に東アジア，太平洋インド洋における覇権の獲得，維持にある。したがってそれは日米同盟にもとづく「武力による平和・覇権主義」に他ならない。したがってその対抗軸は「非軍事的手段による平和・多国間主義（multilateralism）」だということになる[32]。多国間主義とは「安全保障について，多数の国が共通の原則や規範にもとづいて共同の意思決定を行い，協調して行動する」政策理念である。EU 加盟の主要国は，この方向を強めているといえる。軍事大国・覇権主義の路線は同時に，貧困の増大，所得格差，地域間経済格差の拡大，深刻化をともなう貧困大国への道となっているから，対置すべき方向は平和大国であるとともに教育福祉大国でなければならない。この点を念頭におきつつ，以下ウクライナ戦争の教訓を踏まえて，防衛政策のオルタナティブを提起する[33]。

１）多国間主義と台湾問題の平和的解決

日本には尖閣諸島，竹島，北方領土に関してそれぞれ中国，韓国，ロシアとの間に領有権をめぐる係争がある。それらはいずれも日本固有の領土と考えられるが，問題の解決は憲法前文や９条の精神にしたがって武力紛争を極力回避し，国際法と多国間主義，将来は国連中心主義（国連警察軍の創設が必要，自衛隊が参加しても憲法の制約を受けない）に基づく平和的解決，非軍事的手段による解決でなければならない。国連憲章，国連海洋法条約，国際人権規約など世界に定着している国際法の理念と規範の浸透は多国間主義の実効性を確実に高めよう。

非軍事的手段とは外交と市民の直接行動，集会やデモ，多様なアピール活動，時宜にかなった署名活動などを指す。日本の外交力は心もとない実情であるが，政治家，外交官の洞察力，交渉力をはじめ能力の抜本的向上が求められることを重ねて指摘する。覇権主義的な行動に対する市民の反対，抵抗運動は近年停滞的である。外交的成果をあげる上でも，市民の直接的意思表明や行動の広がりが不可欠であることを強調したい。

迫りくる台湾海峡の危機，具体的には中国が武力統合を図って侵攻し，これに対して台湾が反撃し，アメリカが軍事介入する可能性がある。この際，アメリカ軍が沖縄の基地から発進すると米軍基地が攻撃対象となり，南西諸島の広い範囲，とりわけ尖閣諸島，与那国島，石垣島，宮古島などが武力紛争に巻き込まれることになろう。今求められるのは対中協調，特に経済，外交における協調，人的交流に最大限の創意工夫を行うとともに，中国が台湾侵攻，武力統一に踏み切ることを未然に抑止することである。この未然防止を担保するのは，多国間主義に基づいてこれに反対する国際的な包囲網，QUAD（日米豪印の４か国協議体）などの強化，韓国，英仏など EU 諸国，ASEAN 諸国などとの協力，共同訓練・演習を迅速，かつ強力に推進することである。外交の成果が乏しく，多国間主義が十分機能しないときには，武力紛争のリスクを高める。そして「武力には武力を」「武力行使を辞さず」の政策が，市民多数の支持を獲得する恐れがある[34]。

２）海上保安庁の能力強化

領海・接続水域への中国などの侵入，侵犯への対応において，海上警察機関である海上保安庁（以下，海保）が有効に対応できている間は，問題の深刻化や偶発的な武力衝突の回避を可能にする。東アジア海域では中国の同様の機関である海警局が艦船を大量に増強し，2015年以降日本の海保との間に能力の乖離が拡大している。海保の警備力の質的量的強化こそ，自衛隊の新兵器調達よりも一層優先して取り組むべきである。

海保は領海・EEZ（排他的経済水域）の警備，保全のために，1,000トン以上の巡視船75隻（うち6,000トン級以上７隻，2024年４月，中国は1000トン級以上159隻），ヘリコプターなど航空機94機を保有する。尖閣情勢の緊迫化に伴って第11管区保安本部（那覇）には大型巡視船20隻が配備され，うち14隻が石垣港を母港とする「尖閣領海警備専従体制」（2016年２月～）を担う。加えて2018年度末までに宮古島海上保安部に「尖閣漁船対応体制」が整備され，1,000トン未満の巡視船艇10隻が対応にあたる。（海上保安庁ホームページ）中国海警局は近年大型の艦船をさらに増強し，重武装化を進めているから，日本の体制はきわめて不十分である。海保の予算は概ね2,600億円程度（2024年度，2,611億円）にとどまる。速やかに5,000～6000億円規模に倍増させ，大型巡視船100隻体制の整備を速やかに実現することが求められる。10年程度の長期的な海保の新しい警備力，警備体制の構想を示し，海保職員の倍増などが可能になるよう，年間１兆円規模の予算を確保することを求めたい。この海保強化政策は果てしない軍拡競争，軍拡政策の断固たる拒否と一体的関係にある。

３）領土・領海侵犯の軍事力による抑止と覇権主義拒否宣言

軍事力発動の正否を判断する基準として，「軍事行動が主権国家の領土・領海内であるか」，「領土・領海の外，他国の領土・領海であるか」の峻別を重視する。日本の自衛隊に関しても前者の活動は肯定的意義を持ち，容認される。領土・領海の外での軍事行動は覇権主義として，また他国の領土を奪う侵略行為として基本的に否定される。歴史的に侵略戦争，帝国主義戦争，覇権主義の政策はほぼ例外なく，自国の安全，自衛の名において遂行されてきた。武力発動の場所が領土・領海内か，他国の領土・領海であるかを峻別し，後者を否定するのは他国への侵略，覇権主義の行動が「国際的な公正と信義」（憲法，国連憲章）に反するからである。したがって「反撃能力＝敵基地攻撃能力」の兵器保有，何らかの徴候があることを口実とした先制攻撃は放棄しなければならない。

３つの領土・領海問題への対処は，憲法，国連憲章に基づく多国間主義の外交，非軍事的手段による解決が基本的スタンスである。これに加えて正当性を欠く軍事力の行使，武力侵攻の威嚇やリスクには，自衛隊の有する一定の軍事力を活用することが欠かせない。中国の覇権主義，拡張主義が生み出す緊張や紛争に，外交的手段や海上保安庁の警察活動によって適切な対応ができない事態に限ってである。尖閣諸島などの領土・領海が武力侵攻を受けた場合，相手国に抗議する，国際世論に訴える，集会デモを全国的に繰り広げるだけで問題の解決はきわめて困難である。また領土・領海の防衛に，理性的な国民，国民多数派の支持，国際世論の支援を獲得するためにも必要となる。

軍事力は主権や領土防衛の手段の一つである一方，同時に覇権主義の手段にもなりうる。日本

の新右派連合政権はすでに軍事大国を実現し，東アジア・西太平洋地域における覇権的地位を高めてきた。今や日本は，インド太平洋地域における日米同盟と中国の覇権闘争において重要な当事国である。ここから脱却するためには「軍事行動は領土領海内にとどめる」ことを防衛政策の原則の一つにするとともに，政府が「覇権主義拒否宣言」を内外に宣明し，軍事力による覇権の否定を明確にするのである。

4）軍拡競争の拒否と防衛費5兆円規模への抑制

前述のように日本の軍事費は2022年まで5.5兆円前後（2021年は6兆円余）であったが，23年からは7兆円を超える巨額である。国際的にはストックホルム国際平和研究所（SIPRI）の年次報告書「2023年度の世界の軍事費」（TRENDS IN WORLD MILITARY EXPENDITURE，2024年4月）によると，日本の軍事費は501億ドル，世界の軍事費2兆4,430億ドルの2.1%，第10位である。ちなみに，上位10か国の合計だけで世界の軍事費全体の74%を占める。中国の推定国防費はアメリカの9,160億ドル（シェア37.5%）に次ぐ第2位の推定2,964億ドル（同12.1%），日本の約5.9倍である。英，仏，独はそれぞれ6，7，9位，韓国は11位である。ドル換算の防衛費は円安の影響で小さくなっているものの，これも含めた軍事力自体は強大である。米軍事力評価機関グローバル・ファイヤーパワー（Global Firepower）の「2024年 世界軍事力ランキング（2024 Military Strength Ranking）」によると，トップ3はアメリカ，ロシア，中国，日本のランクは7位である。[35)]

国防費だけでなく，経済力や人口規模などの数値指標から見る限り，中国は日本が軍拡競争を行う相手国たり得ない。中国や北朝鮮，ロシアの脅威を口実に軍拡を限りなく追求することは，客観的には東アジアや東南アジアの諸国に対する軍事的優位を高め，覇権主義的政策の土台を構築することになる。この点が看過されてはならない。「自衛隊の活動は領土領海内に限定する原則」を掲げることになれば，2010年代後半の水準5.4兆円の防衛費で十分である。この規模に自制することを強く求めたい。

ま と め

ウクライナ戦争に関してそれがロシアの侵略であっても，抗戦が兵士・市民の大量の犠牲者を生むことを理由に非暴力抵抗論のような絶対平和主義の考え方がある一方，ウクライナの政府と市民の抗戦を肯定する平和優先主義がある。筆者は，自衛権に加えて市民的自決権（民族・地域単位）の基準に照らしてウクライナの抗戦が正当であることを明確にした。

30年間の防衛費・軍事力の拡大，集団的自衛権の容認など安全保障法制の整備によって，日本は2010年代中葉に軍事大国を成立させ，以後その強化にまい進するとともに，東アジア・西太平洋において覇権的地位を築いてきた。これは「2015年体制」と呼ぶことができ，立憲主義や政治的民主主義の制度を破壊する動きと軌を一にする。かつて日本軍国主義，帝国主義の武力による領土拡張政策を大日本主義と呼んで徹底的に批判し，全植民地の放棄，中国からの全面撤収を主張した石橋湛山の思想は，今も輝きを放つ。

本稿冒頭で展開した「最小限の自衛隊活用」の論理と整合的な第3の防衛政策が，多国間主義

と台湾問題の平和的解決，軍拡競争の拒否と防衛費5兆円規模への抑制など4点を主要内容とすることを示した。

注

1) 自決権については，従来植民地支配からの解放を求める民族自決権として理解され，独立を達成して国民国家を建設することを指すことが多かった。しかし，第2次大戦後は1つの国家の内部で地域的に構成民族の一部，あるいは市民の一部が国家としての独立，ないし強力な自治権を要求する動きが広く生まれている。スコットランド，台湾，中国を構成する自治区の独立や自治権を求める動きである。このため民族自決権に加えて，地域的自決権というタームを定立し，両者を市民的自決権という一つの概念に総括した。

2) 細谷雄一（2023）「ウクライナ戦争はヨーロッパをどう変えたのか」同氏編『ウクライナ戦争とヨーロッパ』東大出版会，「序章」p. 15. 同氏によると，両国の対立の淵源は1975年のヘルシンキ議定書（東西両陣営のすべてのヨーロッパ諸国に自決権と同盟選択権を保証）に遡る。ウクライナやジョージアもEUやNATOへの加盟を模索するが，これをめぐる矛盾，対立が噴出したのが，2004年のオレンジ革命や2014年のマイダン革命である。そして2014年3月のロシアによるクリミアの占領，一方的併合はマイダン革命への反撃でもあった。

3) 小泉悠（2022）は，2014年のクリミア強制併合と東部ドンバス地方での紛争を第1次ロシア・ウクライナ戦争と呼び，2024年2月に始まる戦争を第2次ロシア・ウクライナ戦争と呼ぶ。筆者もこれに従う。同書自体は，開戦前夜の2021年9月から2022年9月までの戦争を分析の対象とし，両国政府・軍の動き，主張，両国の事情を考察し，一定の評価を与えている。

4) J. ミアシャイマー（2022）p. 147. NATOの東方拡大は第1次拡大（1999年，ポーランド，チェコ，ハンガリーが加盟），第2次拡大（2004年，バルト3国など7か国加盟）を経てウクライナとジョージアの将来的な加盟推進の宣言（2008年，NATO首脳会議）に至った。同氏はこのような長期的視点に立って，ロシアがこれに危機感を強め，ジョージアへの軍事侵攻（2008年），ウクライナのクリミアへの軍事侵攻・併合（2014年），今次のウクライナ戦争はその反撃だとみなしている。同（2022）pp. 148–150.

5) I. ブレマー「ロシアはもう敗れている」日本経済新聞，2022年6月30日朝刊。また同氏は「ゼレンスキー政権を倒して，全土を制圧できるほどロシア軍は強くないが，ウクライナ側にロシアの支配地域から軍を追い出す力はない，とロシアは確信している」と述べる。

6) 2022年2月24日に始まった第2次ウクライナ戦争は3年余に及ぶが，本稿は戦争の展開自体は，十分検討していない。ロシアやウクライナの専門家による戦争に関する文献や言及から可能な限り学び，摂取した。また戦争や個々の作戦や結果に関する当事国の情報の入手は限られるし，公表されていない情報が少なくないことにも留意する必要がある。

7) 松元雅和（2013）によると，クエカー教徒などキリスト教にもとづく平和主義がpacifismと呼ばれたのに対して，pacificismという用語はA. J. P. ティラーが『トラブルメーカーズ』（邦訳，2002）において反戦平和主義運動が19世紀以降，宗教的運動を超える広がりを持ったことに着目して創出したものである。松元氏がそれぞれに絶対平和主義，平和優先主義の表現を充てているのは適切である。同書p. 28. 平和主義の2類型化は，久野収（1953）がすでに1950年代の初めに提起している。前者を「平和を無条件的理想と考える立場」「絶対的非戦論」「非挑発的抵抗論」，後者を「条件付きの理想と考える立場」「できるだけ平和を，やむを得ない場合は武器をという立場」と表現した。

8) 内村，幸徳，堺らの非戦論が実際に果たした役割，今日的意義は改めて検討する必要があると考えられる。仏教典における絶対平和主義の思想は僧侶であり書家である田中康勝氏から教示を得た。仏教の平和主義は，多くの諸国に布教が進んだのち，各宗派が国家権力の保護を受けるようになって有名無実化していったのではないかと推察される。

9）　詳しくは松元雅和（2013），「第 1 章　愛する人が襲われたら―平和主義の輪郭」参照。

10）　同上（2013）pp. 210–211.

11）　村岡到（2022）p. 13，p. 10。同氏は基本的主張として非暴力抵抗に加えて，次の 4 項目，他国への侵略や戦争に反対する，核兵器の使用や恫喝に反対する，国際的行動の展開を重視し，国連の役割・活動を強化するなどをあげる。小倉利丸（2022）ブログ。同氏はまた「ロシアの侵略戦争への反対という正しい主張が，侵略に対して自衛のための戦争は必要であり，だから自衛力としての自衛隊もまた必要なのだという間違った考え方を正当化しかねない」とも述べる。（6th Mar. 2022）出典：https://truthout.org/articles/war-is-forcing-ukrainian-leftists-to-make-difficult-decisions-about-violence　さらに，唯一自衛という条件が戦争を正当化する抜け道を作り出したとして「戦争放棄の必須の条件とは，自衛権の放棄である」と主張する。（同氏のブログ，2023年 8 月 1 日）

12）　出典：https://wri-irg.org/en/story/2022/ukrainian-pacifists-war-crime-against-humanity　小倉利丸氏の訳。マイク・ルートヴィヒは「戦争はウクライナの左翼に暴力についての難しい決断を迫っている」において，「シェリアジェンコなどのウクライナ平和主義運動のように，武器を持つことを拒否し，ロシア軍の侵攻と戦うために隣人と一緒に火炎瓶を作ることを拒否する一方で，イリヤなどの無政府主義者，民主主義的社会主義者，反ファシストが自主的な民兵のように活動する「領土防衛 territorial defense」部隊に参加して武器を取り，戦闘訓練をしている」と述べる。ウクライナ市民，左翼は徹底して非暴力不服従を選択するのか，それとも武器をとるのか，の二つの選択肢の間で決断を迫られている。（Truthout，2022年 3 月 5 日）出典：https://truthout.org/articles/war-is-forcing-ukrainian-leftists-to-make-difficult-decisions-about-violence

13）　馬場朝子（2022）p. 23. 1968年の「プラハの春」圧殺とこれを克服するチェコ市民の闘いは，余儀なくされた選択であったとはいえ，非暴力抵抗の典型の一つと考えられる。当時のチェコスロバキアの共産党と政府は A. ドゥプチェクの指導の下に前年から合意形成を進め，1968年から政治・経済の民主化，とくに政府批判を含む言論・表現の自由，複数政党制容認の政策にふみ出した。これに対して同 8 月ソ連などワルシャワ条約機構の 5 カ国軍，50万人規模の大軍が同国に侵攻し占領，党・政府の指導者を逮捕，解任し，「プラハの春」は圧殺された。直後から市民の不服従抵抗がはじまるが，非民主的システムを打破するのに21年を要する。市民が全土で起ち上がった1989年の無血革命，ビロード革命によるまでである。

14）　ウクライナによる2023年 6 月以降の反転攻勢の失敗やその後のロシア軍の攻勢によって，ウクライナは劣勢を余儀なくされている。これに対して松里公孝（2024）は即時停戦が一刻の猶予もないと次のように述べる。「露ウ戦争では膨大な人命の犠牲を生んでおり，人道的な観点からすぐに停戦しなければならない。……特にウクライナ側はすでに民族の再生産が妨げられるほどの犠牲である。……ウクライナの本当の苦しみはこの戦争が終わった時に始まる。」p. 79.

15）　週刊 MDS（「民主主義的社会主義運動」機関紙）1716号，2022年 3 月25日

16）　軍事大国の規定は内山（2018）同（2019b）で与えているので繰り返さないが，次の 4 点が指標となる。①世界トップレベルの哨戒・攻撃能力をもつ兵器を保有し，一定の国際地域で卓越して強大である ②国際的な広域で作戦遂行が可能な軍事力，高能力の哨戒機，空母などから編成される機動艦隊・部隊を保有する ③強力な軍事力整備に要する大規模な防衛費が可能である ④世界トップレベルの工業的技術的基礎があり，通信・交通インフラを有する。アメリカや中国は軍事超大国であり，これとは区別される。

17）　詳しくは内山（2019b）（2021b）などを参照。

18）　中野晃一（2015）序章，第 1 章，第 3 章参照。同氏は新右派連合の政策的帰結として政財官の保守統治エリートによる寡頭支配（同書 p. 155），グローバル企業の寡頭支配の強化（p. 26），集団的自衛権の行使容認などによる「戦争のできる国へ」（pp. 182–85）などをあげる。

19）　金子勝（2024）pp. 32–33. 同氏はこの引用に続けて，日銀総裁，内閣法制局長官，NHK 会長など，本来政治的中立性を尊重されるべき人事を安倍政権の政策を進めてくれる友人で固めていったと批判

する。

20） 松尾尊兊編（1984）における同氏の解説 p. 294 及び p. 298.

21） 同上（1984）p. 54.

22） 石橋湛山（1921a）p. 99 及び p. 98. 引用に続けて次のように指摘する。「英国，米国にせよ，非常の苦境に陥る。何となれば彼らは日本にのみかくの如き自由主義を採られては，世界における道徳的地位を保つを得ぬに至るからである。その時には支那をはじめ，世界の弱小国はわが国に向かって頭を下ぐるであろう」p. 98.

23） 同上（1921b）p. 115.

24） 同上（1921b）pp. 106–7.

25） 同上（1921b）p. 113. 引用に続く次の指摘も看過すべきではない。「（朝鮮の独立運動，台湾の議会開設運動，支那及びシベリアの排日運動は）決して警察や軍隊の干渉圧迫で抑えつけられるものではない。……彼らは結局何らかの形で自主の満足を得るまではその運動をやめはしない。而して彼らは必ずその満足を得るの日を与えられる」石橋はこれに先立って，三一独立運動の直後に「朝鮮人暴動に対する理解」（1919年5月）を発表し「多年彼らは独立の歴史を持っている。……朝鮮人は結局その独立を回復するまで我が統治に対して反抗を継続する……。日本の統治の下にいかなる善政に浴しても決して満足すべきはずはない。」と指摘している。松尾尊兊編（1984）pp. 87–99.

26） 同上（1921b）p. 115.

27） 同上（1921b）p. 120.

28） 同上（1921b）p. 121.

29） いずれも松尾尊兊編（1984）所収。

30） 松尾尊兊編（1984）pp. 281–82.

31） 鳩山友紀夫（2017）p. 10 及び p. 11. 同氏は日本をミドルパワーと呼んでいるが，米中などを超大国と規定すると，日本，フランス，イギリス，ドイツなどは人口，経済力の面から大国（power）であると言える。同氏はまた石橋湛山について，「戦前から植民地放棄論，いわゆる小日本主義を唱えてきた」（同書 p. 25）と記すだけで，その全体の紹介は行っていない。

32） 多国間主義について詳しくは三島憲一（2020）参照。

33） 内山昭（2020）では対抗軸を「生活文化大国」としたが，ここではその核心部分である「教育福祉大国」とする。さらに「科学技術大国」「文化大国」も心ある市民の多くが希求する政策の柱であるが，丁寧な説明を要するので，注記にとどめた。

34） 平和政策研究所（IPP）の上席研究員・西川佳秀（2024）は日米豪印による防衛協力の枠組み（QUAD）を発展させて日米豪印による共同艦隊を編成し，現在米海軍が主に実施している「航海の自由作戦」を4か国が共同して行うこと，海洋自由と法秩序維持に貢献する多国籍連合艦隊の創設を提案している。関係各国が早急に検討することを求めたい。

35） BUSINESS INSIDER，2月28日。この軍事力ランキングは世界145カ国について，各国の軍備や兵力，財政状況，地理的条件など多岐にわたる要素から軍事力指数（パワーインデックス）を算出してランク付けしたものである。https://www.businessinsider.jp/post-283193#:~:text

〈参考文献〉

馬場朝子（2022）「ウクライナ侵攻を両国の市民はどう感じているか」季刊『フラタニティ』誌 No. 26. 2022年5月

鳩山友紀夫（2017）『脱 大日本主義』平凡社新書

半田滋（2021）「急浮上した敵基地攻撃―踏み越える専守防衛―」基礎経済科学研究所『経済科学通信』153号

細谷雄一編（2023）『ウクライナ戦争とヨーロッパ』東大出版会

石橋湛山（1921a）「一切を棄つるの覚悟」松尾尊兊編（1984）所収

同　（1921b）「大日本主義の幻想」松尾尊兊編（1984）所収
金子勝（2024）『腐敗する国家の実像』朝日新書
小泉悠（2022）『ウクライナ戦争』ちくま新書
久野収（1953）「二つの平和主義」『群像』誌，1953年 8 月号，佐高信編（2010）『久野収セレクション』所収，岩波現代文庫
松元雅和（2013）『平和主義とは何か』中公新書
松尾尊兊編（1984）『石橋湛山評論集』岩波文庫
松里公孝（2023）『ウクライナ動乱―ソ連解体から露ウ戦争まで』ちくま新書
同上　（2024）「正義論では露ウ戦争は止められない」『世界』誌，2024年 1 月号
ミアシャイマー，J.「この戦争の最大の勝者は中国だ」『文藝春秋』2022年 6 月号
三島憲一（2020）「醜悪で滑稽な覇権志向―多国間主義を忌避する日本」『世界』2020年 1 月号
村岡到（2022）「ウクライナ危機の深考のために」季刊『フラタニティ』誌 No. 26. 2022年 5 月
中野晃一（2015）『右傾化する日本政治』岩波新書
西川佳秀（2024）「自由で開かれたインド太平洋戦略：その新たな展開と挑戦」https://ippjapan.org/archives/8518
内山昭（2017）「グローバル資本主義と国民国家の新しい役割」『立命館経済学』65巻 6 号
同　（2018）「日本軍事大国論と対抗戦略」『大阪経大論集』Vol. 69，No. 2
同　（2019a）How Japan has attained Great Military Power in Global Capitalism, US and China Law Review, Vol. 16. No. 4. Apr. 2019
同　（2019b）「グローバル資本主義における軍事大国・日本の成立」『立命館経済学』68巻 1 号
同　（2020）「富者天国から生活文化大国への転換」『税制研究』77号
同　（2021）「軍事大国・日本と防衛政策の対抗」『経済科学通信』153号
同　（2022）「ウクライナ戦争と防衛政策の争点」『税制研究』82号
トッド，E.（2018）「日本は核を持つべきだ」『文藝春秋』2018年 7 月号
同　（2022）「日本核武装のすすめ」同上　2022年 5 月号